

事 務 連 絡

平成23年10月20日

各都道府県保健福祉主管部局御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課

老健局振興課

老健局高齢者支援課

老健局老人保健課

医政局医事課

喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について（その1）

喀痰吸引等業務の施行及び、平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定多数の者対象者-老健局、特定の者対象-障害保健福祉部）に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおり Q&A 集を作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、必要に応じて事業者等への周知等をお願いいたします。

A 喀痰吸引等の制度に関すること〔問No.1～20〕

- 登録事業者〔問No.1～2〕
- 認定特定行為業務従事者〔問No.3～4〕
- 登録研修機関〔問No.5～8〕
- 喀痰吸引等研修〔問No.9～10〕
- 都道府県事務〔問No.11～17〕
- H27 年度対応〔問No.18～20〕

B 経過措置対象者に関すること〔問No.1～4〕

- 経過措置の範囲〔問No.1～2〕
- その他〔問No.3～4〕

C 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)に関すること〔No.1～14〕

- 指導者講習
- 研修類型
- カリキュラム
- 講師の要件
- 基本研修
- 基本研修、実地研修
- 実地研修
- 「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」との関係
- 委託
- 実施報告

D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)に関すること〔No.1～9〕

- 指導者養成事業
- カリキュラム
- 講師の要件
- 基本研修
- 基本研修、実地研修
- 実地研修
- 「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」との関係
- 実施報告

A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A1	登録事業者	登録申請(登録単位)	登録事業者(登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者)の登録申請については、事業所毎に所在地を管轄する都道府県に対し行うこととなっているが、同一敷地内の複数の事業所を抱える事業者の場合についても、事業所毎に申請を行うということで宜しいか。 なお、特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護(ショートステイ)の場合は人員基準上一体的な配置が認められているが、こうした場合についても、事業所毎に登録申請を行わなければならないのか。	御見込みのとおり。 ただし併設ショートについては別途検討。
A2	登録事業者	登録申請(従業者関係の変更登録)	登録事業者の登録申請事項上、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の氏名登録が義務づけられているが、安全確保の観点からみて、登録事業者に対する事業所単位での変更登録申請の徹底と都道府県におけるデータ管理は重要であり、このため、 ①同一所在地内の複数の登録事業所間での職員異動についても変更登録は必要。 ②離職・退職時においても、喀痰吸引等の提供が可能な従事者がいない(登録要件を満たしていない)にも関わらず登録事業者が存続している、いわゆる虚偽登録となる状態が発生する恐れがあることから、変更登録は必要。 と解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A3	認定特定行為業務従事者	認定証の有効期限	「認定特定行為業務従事者認定証」には有効期限が定められていないが、例えば、認定資格取得後、離職・休職により喀痰吸引等の介護現場から暫くの間離れていた者が再び従事する際には、改めて喀痰吸引等研修を受講する必要はないと思慮されるが、登録特定行為事業者が満たすべき登録基準である”特定行為を安全かつ適切に実施するために必要な措置”(法第48条の5第1項第2号)の一環として、当該者に対する再教育(例えば、喀痰吸引等研修に定める演習、実地研修等に類似する行為をOJT研修として実施するなど)を行うことも含まれると解してよろしいか。 また、介護福祉士に対する登録喀痰吸引等事業者においても同様と解して宜しいか。	御見込みのとおり。
A4	認定特定行為業務従事者	認定証交付事務	「認定特定行為業務従事者認定証」は個人に対し交付されるものと理解しているが、「喀痰吸引等研修」受講地である都道府県に関係なく、当該者の住所地等を管轄する都道府県に対し認定証の申請が行われた場合、当該都道府県において認定証交付事務が行われると解して宜しいか。 また、一度認定登録した者については、勤務地・住所地の異動、登録抹消・登録辞退申請等に関わらず、「登録名簿」上は永年管理が必要であると解してよろしいか。 なお、同一の従事者が複数の登録事業所において勤務する場合においても、事業者の登録申請はそれぞれの事業所毎に当該従事者氏名の登録が必要であると解して宜しいか。	御見込みのとおり。
A5	登録研修機関	公正中立性	登録研修機関における喀痰吸引等研修の実施においては、当該研修機関を有する事業者が自社職員のみに対するお手盛り研修とならないよう、公正中立な立場で研修実施が行われるよう、通知等で示されると解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A6	登録研修機関	研修の業務委託	喀痰吸引等研修の業務委託については、都道府県が自ら実施する場合について、基本研修、実地研修を別々の機関かつ複数の機関に委託することは可能であると考えているが、登録研修機関については、登録要件を満たすべき責務を担うことから、基本研修、実地研修の全てを委託することはないが、いずれかを委託(複数の機関への委託を含む。)することは可能であると解してよろしいか。 また、例えば、実地研修の委託先が複数都道府県にまたがる場合(※基本研修を共同実施する形式)も想定されるが、その場合は基本研修を行う登録研修機関の所在地を管轄する都道府県に登録申請を行えばよいと解してよろしいか。 なお、「事業委託」は可能であるが、「指定」という概念はないと解してよろしいか。	御見込みのとおり。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A7	登録研修機関	登録基準(研修講師)	「喀痰吸引等研修」の業務に従事する講師については、必ずしも雇用関係は必要とせず、研修の実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問うものではないが、賃金の支払いや講師としての業務従事に一定程度の責任を担ってもらうため、都道府県又は登録研修機関と講師との間において一定程度の契約や取り決めを行うことは差し支えないか。	差し支えない。
A8	登録研修機関	登録基準(研修修了証明)	「喀痰吸引等研修」については、基本研修(講義＋演習)、実地研修から成り立っているが、実地研修修了時点において「研修修了証明証」の交付以外に、基本研修(講義)及び基本研修(演習)の修了時点においては、「研修修了証明書」の交付は必ずしも必要ないが、例えばH23年度都道府県事業の受講者などの場合などにおいて、演習未修了者や実地研修未修了者に対する何らか一定の担保措置を講ずる観点から、講義及び演習の修了時点においても「研修受講者名簿」において管理を行い、研修受講者の求めへの対応等については、必要に応じて都道府県又は登録研修機関間において情報共有を行うことになる、と考えて宜しいか。	御見込みのとおり。なお、制度化後に都道府県だけでなく、登録研修機関で実地研修を受講することも考えられるため、何らか基本研修が修了していることが証明できる書類を発行していただきたい。
A9	喀痰吸引等研修	研修課程の区分(不特定・特定の判断基準)	喀痰吸引等研修の課程については省令上「第一号研修～第三号研修」が定められており、第一号及び第二号研修はこれまでの試行事業等における「不特定多数の者対象」、第三号研修は「特定の者対象」の研修に見合うものと考えるが、不特定・特定の判断基準としては、 ○不特定:複数の職員が複数の利用者に喀痰吸引等を実施する場合 ○特定:在宅の重度障害者に対する喀痰吸引等のように、個別性の高い特定の対象者に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合 ということによろしいか。	御見込みのとおり。
A10	喀痰吸引等研修	研修課程(第三号研修)	第三号研修(特定の者対象)の研修修了者が新たな特定の者を担当とする場合には、あらためて第一号研修若しくは第二号研修(不特定多数の者対象)を受講する必要はないと解してよろしいか。また、第三号研修についても、基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実地研修を受講すればよい、と解して宜しいか。	御見込みのとおり。
A11	都道府県事務	公示	登録等に関する公示については、喀痰吸引等の対象者に対して登録事業者や登録研修機関の登録等の状況を広範囲かつ一定程度の継続性をもって行うことができれば、その方法等(県庁舎の然るべき公示掲載場所での一定期間の掲載、県庁ホームページや県広報誌等の活用など)については、各都道府県での取り決めに従い行えばよろしいか。 なお、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の氏名については、個人情報に類し公示させる意義に乏しいため、公示の対象としないということによろしいか。	御見込みのとおり。
A12	都道府県事務	事業廃止	登録研修機関や登録事業者が廃止となる場合においては、業務停止前に、「研修修了者名簿」等については、当該研修機関もしくは事業者の廃止後においても継続的に研修修了者等の修了証明を担保する必要があることから、都道府県において引継ぎし、管理していくべきものであると解してよろしいか。	御見込みのとおり。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A13	都道府県事務	事務処理体制	窓口設定、名簿管理等について、都道府県内で複数のセクション（例えば、高齢福祉課と障害福祉課）において実施したり、関係事項に関する事務処理（決裁処理、行政文書に関する審査委員会の設置等）については、各都道府県に委ねられていると解してよろしいか。 また、登録事務そのものについて、最終的な決定事務は都道府県が行うが、申請書の受理や書類審査等の事務を外部団体に委託することも可能であると解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A14	都道府県事務	登録手数料	登録事務に関する手数料設定については、設定の可否、料金設定、設定すべき種別等について各都道府県の判断に委ねられているものと解してよい。また、設定については手数料条例の改正等をもって行うべきものと思慮しているが、少なくとも経過措置対象者に対する権利保障の関係から鑑みて、平成23年度内の然るべき時期までに事務処理を行うべきものと解してよい。	御見込みのとおり。
A15	都道府県事務	指導監督	登録研修機関及び登録事業者に対する指導監督については、更新や届出の奨励、医行為に関する安全管理基準の徹底に関する指導や、定期的な実施検査の方法・内容・頻度等について追って示されるものと理解しているが、一つの機関に対し一度の実地確認等が行われれば済むというものではなく、適宜、必要に応じて行われる（そうした実施方針等についても何らかのものが示される）ものと解してよろしいか。	御見込みのとおり。 医行為に対する安全確保の観点から検討を行った上、追ってお示しい。
A16	都道府県事務	指導監督事務の移管	大都市特例により平成24年度以降に政令指定都市や中核市に指導監査権限が移管される事業所（登録を受けたものに限る）について当該指導監督事務を移譲するか否かについては、基本的には各都道府県の判断に委ねられているものと思慮するが、今回の制度は、介護職等による医行為実施という新たな制度を導入するものでもあることから、当面の施行段階においては都道府県で実施し、移管する場合は、その後一定程度の期間を通じて事務定着がなされた後に行うことが望ましいものであると解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A17	都道府県事務	厚生労働省への報告	事業者、研修機関等に対し、業務停止処分や取り消し案件等が発生した場合においては、定点観測的な実施状況報告等とは別に厚生労働省への報告義務があり、同様に、例えば処分された事業所管理者が別の都道府県で実質的な事業運営を行う場合等に実質的な処分逃れ対策を防止する観点（注）から、全都道府県における情報共有が必要であることから、都道府県公示情報を厚生労働省を介在して各都道府県に提供される等、今後何らかのスキームが示されるものと解してよろしいか。 （注）法附則第28条においても登録取り消しとなった喀痰吸引等事業者が2年の期間中に特定行為業務従事者を使用して特定行為業務事業者として申請することを禁止しているが、当該事業者が他県において取消となった喀痰吸引等事業者であるか否か判断ができない。	御見込みのとおり。 今後何らかのスキームを検討しお示しい。
A18	H27年度対応	登録事業所の変更手続（特定行為→喀痰吸引等）	当面、認定特定行為業務従事者として介護福祉士と介護福祉士以外の介護職員のいる「登録特定行為事業者」については、平成27年度以降、当該介護福祉士が「特定登録者」となること等を踏まえ、「登録喀痰吸引等事業者」との二枚看板を背負うことになるが、その場合、例えば「従事者氏名＝名簿一覧」については、同一者でも「認定特定行為業務従事者」から「介護福祉士」へと区分変更申請を行う必要があると思慮するが、改めて事業者登録申請を出し直すこと等は事業者側・都道府県側の双方での事務煩雑化を招きかねず、何らかの事務簡素化措置（※当初より登録申請書については「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」を同じものを用いて申請させる等）が講じられるものと解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A19	H27年度対応	登録事業所の変更手続（喀痰吸引等→特定行為）	仮に、従業者全て介護福祉士である「登録喀痰吸引等事業者」において、離職等により介護福祉士の確保が困難となり、介護福祉士以外の認定特定行為業務従事者を雇用し業務を行う場合には、「登録喀痰吸引等事業者を廃止し」「登録特定行為事業者としての新規登録」すべく事務処理が必要となるものと思慮されるが、突発的な離職等による変更登録申請時と同様に、事後的に遅滞なく届出を行えばよいと解して宜しいか。	御見込みのとおり。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A20	H27年度対応	特定登録証交付に伴う事務	認定特定行為業務従事者である介護福祉士が平成27年度以降において「特定登録者」となった場合の都道府県における事務処理については、特段の都道府県から当該者に対する能動的な対応は不要と思慮するが、認定特定行為業務従事者からの登録取消申請があった場合には、「認定特定行為業務従事者認定証」の返納を受け、その旨を「管理名簿」に記載した上で継続管理を行う（「管理名簿」上からの削除は行わない）こととすることで宜しいか。 また、平成27年度以降のこうした者等に関する「（財）社会福祉振興・試験センター」との間の事務調整や情報連携等については、厚生労働省を介在して何らかのスキームが示されるものと解して宜しいか。	御見込みのとおり。

B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B1	経過措置の範囲	研修受講の可否	H23年度都道府県研修における実地研修の修了がH24年3月31日までに満たされない者については、 (1)年度を越えた後においてもH23年度事業の対象として実地研修を行うのか、それともH23年度事業の対象としては当該者は未修了者扱いとして事業を終了させ、改めて法施行下で都道府県(又は登録研修機関への受入依頼等)により実地研修のみを行うのか。 (2)前者の場合は研修修了時点をもって経過措置対象者として取り扱われ、後者の場合は「基本研修」を一部免除として取り扱った上で「喀痰吸引等研修」を修了し、かつ、認定特定行為業務従事者として取り扱うのか。 (3)それぞれの場合の実地研修に要した費用についてはH23年度国庫補助事業として精算確定すればいいのか、それとも受講者負担とすることは可能か。	・一定範囲までを本事業で実施し、H24年度以降は都道府県又は登録研修機関で残りの研修を行った上で認定することは可能。その際、受講者がどこまで研修を終えているか、証明できる書類を発行することが必要になる。 ・予算単年度主義が原則であり、H23年度国庫補助金については年度末までにかかった費用について対応する予定。
B2	経過措置の範囲	認定証に記載される行為	現在違法性阻却論により容認されている方については、その範囲において、認定特定行為従事者になりうるが、今後もたん吸引研修を受講する必要がないのか。	現在、違法性阻却でたんの吸引等を実施している方については、その行為の範囲内で経過措置の認定が行われる。したがって、それ以外の行為を実施する場合には、研修を受ける必要がある。
B3	その他	H23年度研修の未修了者の扱い	経過措置対象者については、申請により認定証の交付を受けたうえで、平成24年4月1日以降も行為が可能と説明されているが、H24年度より開始される喀痰吸引等研修の3課程とは別に、実施可能な行為ごとに認定されるものという理解でよいのか。(特養であれば「口腔内、胃ろう」のみと行為の範囲が記載されるなど)。 平成24年度に、違法性阻却の通知に基づいて、特養において施設内で研修を実施した場合、口腔内、胃ろうの行為について、認定証の交付は可能なのか。	前段については、御指摘のとおり、実施可能な行為が認定証に記載され、その範囲でのみ経過措置として認められる(ただし、特養については、現在、胃ろうによる経管栄養のうち、栄養チューブ等と胃ろうとの接続、注入開始は通知により認められていないため、これらの行為は除かれる)。後段については、平成24年度以降に開始した研修については、経過措置の対象とはならない。
B4	その他	違法性阻却通知の取扱い	違法性阻却の通知はいつ廃止されるのか。	介護職員等による喀痰吸引等の実施については、従来、厚生労働省医政局長通知により、当面のやむを得ない措置として、在宅、特別養護老人ホーム及び特別支援学校において一定の要件の下に認めるものとして取り扱っているが、当該通知について、新制度施行後は、その普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定である。

C 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C1	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	指導者講習	本年度の指導者講習においては、必要に応じて都道府県において指導者講習を実施し、当該講習の受講者も基本研修及び実地研修における講師になりうるとのことだが、都道府県における指導者講習を受講した者については、どのように認定をするのか。	各都道府県において指導者講習の修了証を発行する等していただきたい。都道府県における指導者講習は委託による実施も可能である。
C2	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	指導者講習	本年度の開催は10月に大阪、東京で行われるが、それ以降に再度、厚生労働省で開催する予定はないか。	本年度の予定はない。
C3	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	研修類型	気管カニューレ内部のたんの吸引や、経鼻経管栄養について、実地研修の対象者が確保できないが、どのように対応すればよいか。	実地研修(不特定多数の者対象)については、すべての行為を対象とした課程と、「気管カニューレ及び経鼻経管栄養」を除いた課程を設けている。
C4	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	カリキュラム	研修カリキュラムについて、時間数、項目(大・中・小)はそのとおりに行わなければならないのか。県の裁量や独自性は一切認められないのか。	実施要綱に示された時間数や項目(研修テキストの小項目を含む)の内容に沿ったものを補助金の対象とする。ただし、受講生の理解度に応じて内容を付け加える等、実施要綱に示された内容以上に実施することは差し支えない。
C5	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	カリキュラム	都道府県研修において、基本研修の内容を「不特定」と「特定」と比較した時、「講義」の科目、及び時間数に違いがあるため、「不特定」と「特定」の研修を合同で行うことは不可能(別々に行う)と考えてよいのか。	特定と不特定では別のカリキュラムであるので、研修は原則別々に行うべきである。
C6	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	講師の要件	研修の講師は、本年度実施する指導者養成研修を受講する必要があるのか。指導者講習を受けている看護師が在籍していないと研修事業を実施できないのか。	講師は、指導者講習(都道府県による指導者講習を含む。)を受ける必要がある。(次項を併せて参照のこと)
C7	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	講師の要件	平成23年度研修事業介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱(不特定多数の者対象) 5. 講師の項において、基本研修(講義、演習)の講師は、原則として指導者講習を受講した医師、保健師、助産師又は看護師とあるが、「例外」として想定されるのはどのような場合か。	実施要綱5(4)の「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」については、指導者講習の受講に関わらず、当該科目に関する相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない、としている。
C8	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修、実地研修	「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知)に基づき実施された介護職員に対する研修の受講者が、本年度の研修を受講する場合に受講を免除される部分はあるか。 また、上記の研修の他に、都道府県の判断で当該科目の受講を免除することは認められるか。	左記研修受講者については、本年度の研修事業の基本研修(演習)のうち「口腔内吸引」、実地研修のうち「口腔内のたんの吸引」については免除できる。 その他の研修受講による免除はない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C9	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	有料老人ホームは、介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護事業所」が対象となるのか。	必ずしも限定するものではないが、実施要綱に規定する適切な医療等の体制が整っている施設であることが必要。
C10	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	研修実施要綱の「3. 対象者」で、病院・診療所で就業している介護職員等は除外されるのか。実地研修施設では、介護保険施設とあり、介護療養病床を含むのか。	研修を受講する介護職員等の就業場所については、制度化後、病院・診療所が登録事業所にならないため、病院・診療所を除外している。実地研修施設には、実施要綱のとおり介護療養病床を含む。
C11	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	実地研修実施要領において、「医師の指示」とあるが、この医師は誰を想定してるのか。	利用者の主治医や施設の配置医を想定しており、指導者講習を受けている必要はない。
C12	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	試行事業との関係	「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」において実施した「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」で研修を受講した介護職員は、都道府県研修を受講したものと見なせるか。	試行事業において、基本研修及び実地研修を修了と判定された方については、本年度の研修を受けずに認定特定行為業務従事者の認定を受けることが可能(修了した行為のみ)。基本研修まで修了した方については、基本研修の講義の免除が可能。
C13	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	委託	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱の2において、実施主体は、「都道府県」が「適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できる」とあるが、ここでいう「研修実施機関」とは「登録研修機関(附則第4条第2項)」であるのか。	・平成23年度の事業における「研修実施機関」はいわゆる実習施設を指すものであり、法律施行後の「登録研修機関」とは異なるもの。 ・平成23年度については、登録制度は施行されていないため、必ずしも登録を受けている必要はないが、実施要綱の要件を満たし、研修を適切に実施できる機関に委託をしていただきたい。
C14	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実施報告	事業の実施状況の報告については、どのように対応すべきか。	交付要綱に基づく実績報告のほか、事業の実施状況についてご報告をいただきたいと考えており、別途通知したい。

D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D1	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	カリキュラム	研修カリキュラムについて、時間数、項目はそのとおりに行わなければならないのか。県の裁量や独自性は一切認められないのか。	実施要綱に示された時間数や項目の内容に沿って、研修カリキュラムとして適切な講義を行っていただく必要がある。ただし、受講生の理解度に応じて内容を付け加える等、実施要綱に示された内容以上に実施することは差し支えない。 なお、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、研修の対象である行為を受ける「特定の者」の状況等により必要となる講義内容を設定すること。(例:特別支援学校の教員に対する研修における講義については、「学校生活」へ変更する等、対象者に応じた内容とする等。)
D2	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	カリキュラム	都道府県研修において、基本研修の内容を「不特定」と「特定」と比較した時、「講義」の科目、及び時間数に違いがあるため、「不特定」と「特定」の研修を合同で行うことは不可能(別々に行う)と考えてよいか。	特定と不特定では別のカリキュラムであるので、研修は原則別々に行うべきである。
D3	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	講師の要件	研修の講師は、本年度実施する指導者養成事業を修了する必要があるのか。指導者養成事業を修了した看護師等が在籍していないと研修事業を実施できないのか。	平成23年度の事業における特定の者研修の講師は原則として、指導者養成事業(都道府県講習又は自己学習)を修了する必要がある(次項を併せて参照のこと)。 研修事業の実施に当たっては、外部講師や委託も可能としており、実際に講師、指導者となる者が指導者養成事業を修了していればよく、在籍していないと研修事業を実施できないというわけではない。
D4	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	講師の要件	平成23年度研修事業介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱の5. 講師の項において、基本研修(講義、演習)の講師は、原則として指導者講習を受講した医師、保健師、助産師又は看護師とあるが、「例外」として想定されるのはどのような場合か。	実施要綱5(4)の「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、指導者講習の受講に関わらず、当該科目に関する相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない、としている。 また、指導者養成事業に相当すると都道府県知事が認めた事業を修了した医師、保健師、助産師又は看護師(具体的には、試行事業の際の指導看護師等を想定)も講師となることができる。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D5	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	基本研修、実地研修	基本研修について本研修事業以外の他の研修において、基本研修で受講すべき科目と重複した内容を既に受講済みの者について、都道府県の判断で当該科目の受講を免除することは認められるか。	研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、通知等で示す範囲について受講を免除することは認められる。
D6	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実地研修	研修実施要綱案について「3. 対象者」に記載されている施設と実地研修施設として記載されている施設には違いがあるのか。	実地研修施設は、介護療養病床、重症心身障害児施設等を含むが、研修の受講対象者では、制度化後、医療機関が登録事業所にならないため、介護療養病床、重症心身障害児施設等に勤務する職員は除外している。
D7	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実地研修	実地研修実施要領において、利用者のかかりつけ医等の医師からの指示とあるが、この医師は誰を想定しているのか。	利用者のかかりつけ医や主治医、施設の配置医等を想定しており、指導者講習を受けている必要はない。
D8	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	試行事業との関係	「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」で研修を受講した介護職員は、都道府県研修を受講したものと見なせるか。	試行事業において、基本研修及び実地研修を修了と判定された方については、本年度の研修の免除が可能(修了した行為のみ)。基本研修まで修了した方については、基本研修の免除が可能。
D9	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実施報告	事業の実施状況の報告については、どのように対応すべきか。	交付要綱に基づく実績報告のほか、実施要綱により、事業の実施状況についてご報告いただくこととしており、内容については別途お示しする予定。